

日光市長 様

日光市特殊詐欺撃退機器貸与申請書

日光市特殊詐欺撃退機器の貸与の申請をします。申請にあたっては、裏面の特殊詐欺撃退機器貸与に伴う誓約事項に同意します。

ふりがな			
氏名			性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
住所	〒 日光市		
電話番号			
生年月日	年 月 日	年齢	歳
世帯構成	①65歳以上でひとり暮らしの世帯 ②65歳以上の夫婦世帯 ③日中は65歳以上のみの世帯 （65歳未満の方と同居しているが、仕事等で日中不在など） ④市長が特に必要と認める世帯		
設置方法	設置を自分で行います ・ 設置を依頼します		

- 1 申請後に、市で審査し、設置が適切と判断した方に機器を貸し出します。従って、申請が機器貸与を確約したものではありません。審査結果は、電話等にてお知らせします。審査段階で、申請者宅へ電話又は訪問し、聞き取りをする場合があります。
- 2 機器の貸与期間は、機器の引渡しをした日から6か月間となります。
- 3 機器設置を希望される場合は、市役所職員などが訪問し設置します。

【 同 意 書 】

本申請書の提出にあたり、日光市が私及び私の世帯の住民登録情報を確認することに同意します。

※この申請書の個人情報情報は機器の貸与手続き以外には利用いたしません。

署名 \_\_\_\_\_ ⑩

※担当課処理欄

受付	審査結果	不可の理由	審査者
	可 ・ 不可		
機器の設置日 年 月 日			

問い合わせ先 日光市生活安全課 生活安全係 TEL 0288-21-5112

## 特殊詐欺撃退機貸与に伴う誓約事項

- 1 特殊詐欺撃退機器（以下「撃退機器」という。）は、振込め詐欺等の特殊詐欺被害を防止するために使用し、その他の目的には使用しません。
- 2 撃退機器は私自身の責任において大切に使用いたします。
- 3 撃退機器を第三者へ転貸しません。
- 4 撃退機器に不具合や誤作動等が生じた場合は、直ちに市へ連絡いたします。
- 5 貸与申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに市へ連絡いたします。
- 6 万一、破損（経年劣化による場合を除く。）・紛失した場合には、市が提示する実費（修理又は再購入価格相当分）を負担いたします。
- 7 使用期間が満了したとき、及び長期入院等の理由により撃退機器を使用しなくなったときは、速やかに撃退機器を返還します。
- 8 撃退機器に録音された音声が必要な時は、提出します。
- 9 設置された撃退機器の使用状況等について、アンケート等が必要な場合は協力します。